

令和 6 年

社会文教常任委員会会議録

令和 6 年 12 月 12 日

田上町議会

令和6年第5回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和6年12月12日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 吉原 亜紀子 君 | 10番 | 中野 和美 君 |
| 2番 | 轡田 禎 君 | 11番 | 今井 幸代 君 |
| 3番 | 渡邊 菜穂美 君 | 13番 | 池井 豊 君 |
| 5番 | 森山 晴理 君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 藤田 直一 君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------------|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 保健福祉課長 | 棚橋 康夫 |
| 副町長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局 長 | 時田 雅之 |
| 教育長 | 首藤 和明 | 町民課長補佐 | 佐野 聡美 |
| 町民課長
会計管理者 | 本間 秀之 | | |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 主事補 宗村 澄
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 新潟日報社 議会議員 青野秀幸
- 9 本日の会議に付した事件
- 承認第 6号 専決処分（令和6年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について
- 議案第41号 田上町収入印紙及び新潟県収入証紙購買基金条例の一部改正について
- 議案第42号 田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正について

- 議案第 4 3 号 田上町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 4 号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 7 号 令和 6 年度田上町一般会計補正予算（第 5 号）議定について中
第 1 表 歳出の内
2 款 総務費（1 項 6 目、3 項）
3 款 民生費
4 款 衛生費
1 0 款 教育費
第 2 表 債務負担行為補正
- 議案第 4 8 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 議案第 4 9 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）議定について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（中野和美君） おはようございます。それでは、社会文教常任委員会を開催したいと思います。

今日は、今さあっと雪が降りましたが、午後から田上町は日が差すという天気予報でしたので、雨の日や雪の日が続く中、いつときの晴れ間になるのかなと思っています。

それでは、町長から挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めましておはようございます。

12月ですから、寒いのは当たり前なのですが、殊のほかこのところ非常に寒さが身にしみる頃になってきて、昨日も申し上げたのですが、勝手というか、わがままというか、こう寒くなってくると、あの夏の頃、暑い、暑いと言って、薄着というのですか、下着1枚で過ごしていた頃が懐かしく感じられるようなところがございます。大分日も詰まってきました、今年の冬至が21日だそうです。22日か21日なのですが、今年は21日だと。そうすると、今日が12月ですから、よく昔から冬至10日前が一番夜が長いというふうなことも言われているのですが、本当に日も詰まってきました、私は毎朝4時半には起きるのですが、今日はさすがに布団から出るのがちゅうちょといいますか、そんな感じがありました。これから冬至を迎えると、それこそ一番夜が長い日から少しずつ日が延びていくのかなというふうな感じがするわけですが、春を待ち望むにはまだまだ早いですが、冬至を過ぎて日差しが長くなっていくのが待ち遠しいかなと、そんなふうに思っているところです。いずれにいたしましても、大変まだこれから厳しい寒さが続きます。委員の皆さん方におかれましては、ぜひご慈愛いただいて、体調を崩さないようにぜひひとつお気をつけいただきたいなど、こう思っております。

さて、今日は社会文教常任委員会に付託されました案件、承認が1件、それから議案が7件ございます。十分ご審議をいただいた中で、ご承認またはご決定いただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

社会文教常任委員長（中野和美君） ありがとうございます。

本日は、青野議員、新潟日報社、三條新聞社の傍聴の申出がありますので、許可

をしています。

本委員会に付託されました案件は、社会文教常任委員会付託案件のとおりとなっています。

これより議事に入ります。

承認第6号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（棚橋康夫君） おはようございます。保健福祉課、棚橋です。それでは、4ページのほうをお願いいたします。4ページ、承認第6号 専決処分の報告についてです。

1ページはぐっていただきまして、5ページを御覧いただきたいと思いますが、専決処分を令和6年9月30日付けでさせていただいたものの説明となります。

6ページに移っていただきまして、令和6年度田上町一般会計補正予算(第3号)、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,608万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ51億3,454万1,000円とするものとなります。

こちらの概要につきましては、8月21日の全員協議会のほうでご説明させていただきましたが、10月から始まりました新型コロナワクチン接種、令和6年の秋接種に係る経費ということで、接種が10月1日から始まりますので、9月30日付けで専決をお願いしたものとなります。接種見込み者数を令和5年度の高齢者インフルエンザ接種者数を参考に2,200人と見込んで計上させていただいたもので、接種委託料は、その全協の説明の際にはまだはつきり金額決まっておらなかったもので、1回1万5,300円ということで見込んでおりましたが、金額が決定して変わりましたので1万5,637円ということで変わっておりますので、全協説明時から金額のほうは若干変わっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、12ページ、歳出のほうになりますが、お願いいたします。4款1項2目予防費、補正額といたしまして2,608万3,000円の追加をお願いするものです。説明欄のほうになりますが、予防接種事業ということで、新型コロナワクチン接種に係る経費ということで、まず10節、印刷製本費、こちら予診票の印刷になりますが、余分を見込んで2,500枚を印刷させていただきました。4万1,000円です。それから、12節委託料で個別接種委託料2,604万2,000円ということで、こちらは接種単価が1万5,637円と決定しましたので、そこから自己負担、3,800円になりますので、それを引いたものに2,200人分を掛けまして、こちらの金額ということで計上させていただいたものとなります。なお、今日現在でこのコロナ接種に係る、町のほうに接

種を受けて請求が上がってきている人数としましては、今85名の請求ということで、10月から始まったのですが、最初はインフルエンザのほうをお医者さんのほうは先に進めているということで、これから数は増えてくると思うのですが、現在は85名ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

社会文教常任委員長（中野和美君） 執行の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ないようですので、承認第6号に対する質疑を終わります。

次に、議案第41号の説明を求めます。

町民課長（本間秀之君） おはようございます。それでは、議案書のほう24ページをお願いいたします。それから、本日お手元にお配りしております町民課の資料のほうも一緒に用意していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。議案第41号 田上町収入印紙及び新潟県収入証紙購入基金条例の一部改正についてであります。

1 ページおはぐりください。25ページをお願いいたします。今回の改正の内容といたしましては、新潟県の手数料納付について、キャッシュレス化がされたことによりまして新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例が令和6年9月1日に施行されたことに伴いまして、町の窓口においても、パスポートの交付に係る手数料のうち、県証紙の取扱いが終了したことで、本基金条例の関係する部分の文言の修正、それから基金総額について、県証紙分が不要となることから、総額を減額する改正を行うものであります。

なお、新潟県分につきましてはキャッシュレス化されましたけれども、国の分につきましては引き続き収入証紙により納付することとなるため、窓口で販売するための基金自体は存続させていただきますし、お手元の資料のほうの資料ナンバー1の上段のほうを御覧いただきたいと思います。

先般、議会運営委員会において質問をいただいておりますけれども、新潟県分のキャッシュレス導入後の変更につきましての取扱いの変更になります。国分につきましては、今ほど申し上げましたけれども、収入印紙による納付ということで変更ございません。新潟県分につきましては、①から③ということで、それぞれ納入の方法が変わりまして、①はキャッシュレス決済になりますので、それぞれ各種キャッシュレスによる町民課の窓口のところでお支払いいただくというような形になりますし、②につきましては、既に購入済みの新潟県証紙をお持ちの方につきまし

ては、令和7年3月末までそちらのほう使用することができますので、そちらを貼っていただいて提出していただくことが可能であるということになります。

それから、③番の部分ですが、こちらがキャッシュレスも対応してなくて、それから購入済みの収入証紙もお持ちでない、要は現金のみの方ということになりますけれども、こちらにつきましては納付書により金融機関の窓口で納付いただくというような形になります。納付書につきましては、パスポートを申請していただいたときに町民課の窓口で県の納付書を交付いたしまして、パスポートが交付される受け取り時までに金融機関の窓口で納付して、その領収書の原本を添付することで納付を対応することになるというような形に変わりますので、よろしく願いいたします。

また、県条例につきましては9月1日に廃止となっておったわけでありましてけれども、町の保管分の県証紙については、現金の還付手続等のための期日が9月末日ということになりましたので、その日まで県証紙について基金で保有する必要があったということから、今回12月の議会での上程となりましたので、よろしく願いいたします。

それでは、新旧対照表により改正部分を説明させていただきますので、議案書のほうは資料ナンバー1を御覧いただきたいと思えます。まず、今回の改正になる部分としまして題名の部分、それから1条及び6条については県証紙の廃止に伴いまして新潟県証紙の部分の文言を修正するものでございますし。第2条の部分の下線部につきましては、新潟県証紙が不要となることから基金総額を変更するものでありまして、運用の実績から県証紙分についてはおおよそ10万円ということでしたので、減額するものでありまして、減額分の10万円につきましては一般会計へ今回返還するため、今回の補正予算に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番（今井幸代君） ありがとうございます。資料、議運のときに求めていた形だったので、提出いただきまして、パスポートの申請の流れに関して確認をしたいのですけれども、受け取り時までに現金の方は納付書も領収書をお持ちになるということなのですが、受け取り時でいいですか。受け取り時までにという形になると、仮に申請と領収書の要は提出と受け取りで3回来ることになるのですか。それとも、

受け取り時に領収書をお見せすれば、今申請と受け取りと合計2回なわけですよ、窓口来られるのは。それはそのまま、2回そのままというふうな考え方で大丈夫か確認させてください。

町民課長（本間秀之君） 2回は変わりません。

11番（今井幸代君） 分かりました。ありがとうございました。オンライン、マイナポータルからですか、オンラインでのパスポートの申請も令和5年からですか、やれるようになっているので、まだまだそういったオンラインでの申請ができることも含めて、キャッシュレスでの対応によってその申請自体も、ある意味、電子申請してしまえば受け取り時の1回だけでいいわけですよ、来庁する機会というのは。そういった町民の皆さんから知っていれば便利になるということに関しては、しっかりと周知をしていく必要があるだろうというふうに思いますので、その辺り町民課のほうも周知の部分、ホームページとか「きずな」に結局はなるのでしょけれども、特にパスポートの申請が割と多い時期というのは年間通じて一定程度あるのかなのか分かりませんが、そういった周知の時期も含めて検討していただけるとありがたいなと思います。

町民課長（本間秀之君） その辺については検討して実施していくように、また新潟県とも調整しながら行っていきたくておりますので、お願いいたします。

13番（池井 豊君） 収入証紙も廃止されるわけですよ。私も銀行の窓口でポスター見たことあるのですけれども。これ町民に対して、もし手持ちの収入証紙があった場合はどうしていただき、金融機関で換金していただきなんてできるのかどうか分からないけれども、私も今だから家に帰って調べようと思っております。車庫証明とか出すときも収入証紙を購入して使っていると思うのです。そのときに間違えて多めに買ってしまったりとか、自宅にストックしてあるよみたいな、いつか使うときあるだろうみたいな感じで自宅にストックしてあるような人たちは、収入証紙をどういうふうに精算したらいいかというものを町民に対しての広報的なものはどのようになっているのか聞かせてください。

町民課長（本間秀之君） すみません、その辺については補佐のほうから答弁させていただきます。

町民課長補佐（佐野聡美君） 町民課の佐野です。お願いします。手持ちというのは、町のほうでは会計課の窓口で収入印紙と証紙を販売して、パスポートの申請に使用していただいていたのですけれども、大体受け取りのときに皆さん、来られたときにそちらのほう使用していただくような形になっていまして、個人が多めに買って

いたというのは、一応申請のときに収入証紙の関係でどうするかというのはご本人に確認するので、そのときにあるということであればそのようにご案内しますし、今のところそういった手持ちがありますよというのは実績がないような状況なのですけれども。

社会文教常任委員長（中野和美君） たしかその処分については何かに載っていたような気が私はしていたのですが、町民課何かありますか。

町民課長補佐（佐野聡美君） すみません、そこら辺こちらのほうで今把握していないので、確認しておきます。

町民課長（本間秀之君） 大変申し訳ございません。買取り証紙の返還につきましては新潟県のほうで、県の出納局のほうに提出することで還付になりますので、そちらのほうに申し出ていただくような形になるかというふうに。書類としては、還付の請求書というものを県のほうで用意してあります。そちらのほうで郵送または持参をする形で還付の請求をしていただくというような形になるということで、今のところ文書として頂いている形になっております。

11番（今井幸代君） 関連してなのですけれども、今県の収入証紙を使うようなものというのは、パスポートの申請と説明時に聞いていたのだけれども、今池井委員のほうから車庫証明等の取得のときにも県の収入証紙を使うということなのですけれども、実際県の収入証紙を使う事務というのが何があるのか説明いただけますか。それ町が関わる。町というか、町民が関わる。

町民課長（本間秀之君） 町民が関わるとなると、町が関わっているものとしてはパスポート以外にはございません。その新潟県証紙によって納めるものがどこまであるのかというのについては、私どものほうといたしましては把握はしておりません。

11番（今井幸代君） 把握はしていないということだけれども、実際にこれ自体が、もう収入証紙が廃止という形になるわけです。県の収入証紙が廃止になるわけです。そうすると、今池井委員のほうから車庫証明という話が出ましたけれども、そうすると車屋さんなんかは一定程度保有している可能性もなきにしもあらずだなというふうに思うのです。そう考えると、きちんと町民の皆さんが不利益にならないように周知をするということは、町にとっては重要な要素だと思いますので、一体町民の皆さんが関わるような収入証紙に関する事業がどういったものがあるのか、把握していないだけではなくて、一定程度の把握をして町民の皆さんに関わるようなものに関しては周知をする必要があるだろうと思いますので、今返還の仕方の答弁をいただきましたけれども、その方法等に関しての周知も必要だと思います。特に車

庫証明なんかは結構あるので、車屋さん、一々そんな行っているの面倒くさいなというので、ある程度、一定程度持っている可能性というのは大いにあるなというふうに今池井委員の質疑を聞いていて思いますので、その辺りは町民課のほうでも一定程度の把握をして、周知をしっかりとさせていただくように求めたいと思います。

町民課長（本間秀之君） 町のほうで新潟県からそういった受託を受けてやっているものであれば把握はできますけれども、新潟県が直接そういった例えば車庫証明であれば警察署等に申請するものになるかと思しますので、車庫証明等で使用している方に対しては警察署から周知等あるかとは思っています。ですので、我々といたしましても、パスポートに関連する部分でもし持っていらっしゃる方の中で、今②の令和7年3月までは今までどおり使えますけれども、既にもう要らないから返還を受けたいというような方につきましては、きちんと周知をしていきたいというふうには考えております。

社会文教常任委員長（中野和美君） 県の窓口、みんなもうキャッシュレスに既になっているところが多いですので、県はそういうふうに周知するように努力はしている、いろんな広報紙でしているようなのですが、やはり広報紙などで町民の方にも分かりやすいように町民課のほうから伝えていただければと思いますし、既に今証紙を持っている方もいらっしゃると思うのですが、既にもう県は電子決済もしくは現金納付になっていますので、早めの周知を、たしかそれも期限があったと思うのです、県の収入証紙替えるには。ですから、広報紙でお知らせするというのは大事なことかと思しますので、よろしく願いいたします。

以上、ほかにありませんか。

それでは、議案第41号に対する質疑を終わります。

次に、議案第42号から44号まで、類似案件になりますので、一括で説明をいただきたいと思えます。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（棚橋康夫君） それでは、1ページはぐっていただきまして26ページからお願いいたします。議案第42号から43号、44号まで、内容が同じものになりますので、一括して説明をさせていただきますが、まず今回の条例改正の理由の概要を申し上げますと、マイナンバーカードを今度保険証として利用することになりまして、12月2日以降は健康保険証が発行されないこととなりました。そのことから、それぞれこれから説明しますが、3つのそれぞれの事業において、今健康保険証情報の確認を行っている確認の仕方について、条例のほうにうたわれている部分の文

言の改正を行うものとなります。

まず、26ページ、議案第42号につきましては、田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正についてということで、1ページはぐっていただきますと、資料ナンバー2の新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思うのですが、こちらの下線が引いてある部分ということで、今、旧のほうでいうと「被保険者証若しくは組合員証」ということで、紙といたしますか、カードといたしますか、その保険証のことを指していますけれども、その部分を今度新のほうでいたしますと「加入医療保険資格情報が分かる書類」ということで、保険情報が分かるいずれかの書類、保険証ではなくてマイナンバーでの確認ですとか、あと資格者証なんていうものもありますので、そういったののいずれか分かる書類によって確認するというので、そういったことでこのマイナンバーカードといたしますか、健康保険証の廃止に関係して、そういった文言の整理をさせていただくものということになります。

次、28ページに行ってくださいますと、議案第43号につきましても、こちらは田上町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてということで、また1ページはぐっていただきまして、今度資料ナンバー3、こちらに新旧対照表がありますが、こちらと同じようにそれぞれ下線の部分の文言を変えさせていただくものとなります。

それから、もう1ページはぐっていただきまして、今度30ページですが、議案第44号、こちらは田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正についてということで、こちらにもまたもう1ページはぐっていただきますと、今度資料ナンバー4の新旧対照表のところになりますが、こちらにも同じように下線の部分をこのように文言の修正ということで変えさせていただくものとなります。

説明は以上となります。

町民課長（本間秀之君） それでは、すみません、続きになりますけれども、議会運営委員会において近隣の医療機関におけるマイナ保険証の対応状況について質疑をいただいておりますので、お配りしました資料ナンバー1の下段のほう、マイナ保険証利用参加状況というところを御覧いただきたいと思っております。見ていただきたいのは表のところになりますが、近隣の田上町、それから加茂市の医療機関の分になりますけれども、田上町におきましては医科、歯科、薬局全て対応済みであります。それから加茂市におきましては、歯科で1件、それから薬局で1件が、11月24日現在になりますけれども、未対応というような状況になっておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ないようですので、議案第42号から44号に対する質疑を終わります。

次に、議案第47号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

会計管理者（本間秀之君） それでは、議案書のほう46ページをお願いいたします。議案第47号、一般会計補正予算の第5号のうち、2款1項6目会計管理費でありまして、12万6,000円の増額をお願いするものであります。説明欄をお願いいたします。会計管理費につきましては、1月末をもって会計課の職員1名が産休に入ることに伴いまして、正職員によって対応しなければならない部分の時間外勤務手当として12万6,000円の増額をお願いするものであります。

町民課長（本間秀之君） 次に、47ページをお願いいたします。同じく2款3項1目戸籍住民基本台帳費でありまして、こちら42万9,000円の増額をお願いするものであります。こちらにつきましては、住民系の時間外勤務手当等につきまして、今般の保険証廃止等に伴いましてマイナンバーカードの駆け込み申請等が増加したことによりまして、時間外のそういった対応をせざるを得なくなったことによりまして、通常業務のほうに、時間外に対応せざるを得なくなった状況がありましたことから、時間外手当に不足が見込まれますので、42万9,000円の増額をお願いするものであります。

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費でございます。補正額116万3,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄をお願いいたします。社会福祉総務事業で国保特別会計への繰出金につきまして、令和6年度分の保険基盤安定等の繰出金の額の確定に伴いまして116万3,000円の減額をお願いするものであります。

説明を代わります。

保健福祉課長（棚橋康夫君） それでは、48ページをお願いいたします。2目老人福祉費です。29万8,000円の減額をお願いするものです。説明欄のほうになりますが、まず老人福祉事業におきまして、委託料、配食サービス業務委託料90万4,000円の増額をお願いするものです。こちら配食数が大幅に増えまして、その関係で不足が見込まれますので増額をお願いするものですが、当初7,369食ということで見込んでいたのですが、それが9,201食ということで24.8%ほど、大分使われる方が増えたということで、不足分をお願いするものです。それから、次の19節扶助費ですが、

難聴者補聴器購入費助成49万円の増額をお願いするものです。こちら、人数につきましては当初見込んでいたものからほとんど変わらないといいますが、25名見込んでいたところ、見込みで24名ということで、1名減るということで、ほとんど変わらないのですが、非課税者、それから両耳ということで、一番高額なのですが、10万円の補助になるのですが、5万円ですか、その一番多い方が多かったということで、不足が見込まれますので、増額をお願いするものです。それから、次、27節繰出金169万2,000円の減額をお願いするのですが、こちら後期高齢者医療特別会計の繰出金ということで、所得の確定による軽減額の減ということになりますが、詳細につきましては後ほど後期高齢特会のほうでご説明させていただきます。

続きまして、5目老人福祉施設費20万円の増額をお願いするものです。説明欄ですが、こちら心起園管理その他事業、心起園の需用費の修繕料になりますが、こちらボイラーのほうの不調が発生しまして、10月29日、30日と2日間お風呂のほうお休みさせていただいたのですが、そちらの修繕料ということで、もともとこちらで持っていた窓口の予算を使わせていただいたのですが、それによりまして年度末までにまた修繕が出た場合不足が見込まれる可能性がありますので、その分を補正をお願いするものです。

説明代わりです。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 改めまして、おはようございます。それでは、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童運営費93万8,000円の補正をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。幼稚園運営その他事業ということで、22節償還金利子及び割引料、子ども・子育て支援交付金国県補助金の返還金、それと子育てのための施設等利用給付交付金、これも国県返還金になりまして、49ページにわたるのですが、いずれの事業につきましても令和5年度の事業費が確定したことに伴います国及び県への返還金となってございます。

説明のほうを代わりです。

保健福祉課長（棚橋康夫君） 続きまして、4款のほうに入ります。4款1項1目保健衛生総務費です。274万3,000円の増額をお願いするものです。説明欄になりますが、まず母子保健事業、こちら11節役務費の中の通信運搬費ということで、こちら子育て応援カードの郵便料ということで、本来郵便料の改定に合わせて9月に郵便料補正をするべきところ、すみません、忘れてしまいましたので、郵便料の増額をお願いするものです。なお、これ令和7年度分についての郵送を行うものになりますので、令和7年3月の郵送を予定しております。

それから、次、総合保健福祉センター管理費38万5,000円ですが、こちら修繕料の増額をお願いするものです。こちら保健福祉センター修繕料、窓口として持っているものを、今回2つ修繕が生まれて、1つが空調の減圧弁、それから安全弁というものが故障がありまして、その関係で16万5,000円、それからもう一つが浄化槽の放流ポンプ、こちら不具合が生まれて、こちらの取替えということで22万円、合わせて38万5,000円を既存の予算の中で、窓口の中で執行させていただきまして、またこちら今後、年度末までに修繕が出る可能性がありますので、その関係で補正をお願いするものです。

続きまして、その他事業233万9,000円ですが、こちらは18節の中で三条地域水道用水供給企業団負担金5,000円の増額ということで、こちら児童手当制度の改正、令和6年10月からになります、改正により企業団職員の中で児童手当が増額になる方がいらっしゃるという関係で、その負担金分の不足ということで5,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、27節繰出金233万4,000円の増額をお願いするものですが、こちら国民健康保険特別会計繰出金ですが、令和6年度通知によります額の確定により増額をお願いするものとなっております。

続きまして、2目予防費です。43万8,000円の増額をお願いするものです。説明欄ですが、健康増進事業におきまして、それぞれの内容としましては、健診におきまして後期高齢者の特定健診の受診者の増、実績に伴いまして、それぞれ審査支払手数料、11節の手数料ですが、それから委託料、健康診査委託料ということで不足分の増額をお願いするものです。令和6年度当初は437名ということで通知があっただけで見込んでおいたのですが、493名ということで56名増えましたので、その分の増額をお願いするものです。

説明代わります。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 議案書51ページをお願いいたします。一番下段になります、10款になります。10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費29万円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。まず、教育振興費としまして11万円、こちら使用料及び賃借料ということなのですが、9月定例会におきまして校務支援システムのシステム構築費の予算をいただきました。ただいま鋭意作業中でございますが、そのシステムに伴いますパソコンの教育委員会事務局内の借り上げ料ということになります。以下、各小学校管理費、それから中学校管理費におきましても同様の補正が出てまいります。予定しておる台数

なのですが、教育委員会のほうとしましては一応4台パソコンを整備する予定であります。この後出てきます各学校のほうでございますが、田上小学校で19台、羽生田小学校で同数19台、田上中学校で26台の整備を予定しております。

それでは、その下に参ります。教育振興費その他事業ということで18万円の増額をお願いするものでございますが、52ページのほうをお願いいたします。11節役務費ということで、手数料になりますけれども、教育委員会内の校務支援システムを使用するに伴いますLAN配線の作業の手数料ということになってございます。

続いて、2項小学校費、1目学校管理費303万6,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。まず、田上小学校管理費26万8,000円の増額をお願いするものにつきましては、今ほどご説明させていただきました校務支援システムのパソコンの借り上げ料ということになってございます。

その下、田上小学校整備事業250万円の増額をお願いするものでございますが、こちら工事請負費ということで、令和7年度4月入学予定児童のお子さんで、配慮を要するお子さんが1名いらっしゃいます。トイレの関係の排せつに配慮が必要ということで、1階の男子トイレ、こちら今洋式が1つ、和式が1つございますが、その和式を洋式化にしまして、ブースを少し広げてトイレを整備するというもので、工事のほうをさせていただきたいということでございます。

その下、羽生田小学校管理費26万8,000円の増額をお願いするものにつきましては、こちら先ほど来ご説明させていただいております校務支援システムのパソコンの借り上げ料ということになっております。

それでは、10款3項中学校費、1目学校管理費35万円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。田上中学校管理費35万円、こちら校務支援システムのパソコンの借り上げ料ということになっております。

ページをおはぐりいただきまして、53ページをお願いいたします。2目教育振興費38万6,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。田上中学校教育振興費、18節負担金補助及び交付金ということでございますが、中越大会、それから県大会等へ出場した際の経費の補助ということで、町から2分の1経費負担をしているわけでございますが、今回バス代等が高騰し、不足することから38万6,000円の増額をお願いするものでございます。

それでは、10款4項社会教育費、1目社会教育総務費4万6,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。学童保育事業、8節旅費、費用弁償ということでございますけれども、児童クラブの指導員の中でお

二人、町内の方でお勤めいただいていた方がこのたび辞められまして、募集しましたところ、町外からの指導員の方から勤務をしていただくことになりまして、その2名の方に対する通勤手当ということで4万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続いて、第2表、債務負担行為の補正ということになるのですが、議案書戻っていただきまして39ページをお開きいただきたいと思います。第2表、債務負担行為補正ということで、追加になりますが、教育用コンピューターのリース料ということでございます。期間としまして令和6年度から令和11年度まで、限度額が2,988万円ということになっております。先ほど補正の中でも説明させていただきました校務支援システムのパソコンの借り上げ料ということで、この後、年明け2月頃一応納入予定で今作業しているところですが、そこから令和11年度までの期間、60回払い分ということで今回債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番（今井幸代君） まず、すみません、48ページをお願いします。老人福祉事業で配食サービスの配食数が大分増えてきたということなのではございますけれども、これ食数ではなくて利用の人数だとどれぐらいの変化があるのか教えていただきたいなと思うのですけれども。

あと、利用料金1食当たり300円という形でこの事業をやっているのですけれども、昨今の物価の上昇等もありますし、この辺りの1食単価の利用料の今後の考え方とか、何か課内で話がなされているようなものがあるのかとか、その辺り事業に関してもう少し説明いただけるとありがたいなと思うのですが。

保健福祉課長（棚橋康夫君） まず、食数のほうなのですが、食数のほうは見てきたのですが、実際の実利用人数までの確認は、すみません、してこなかったのですが、ただ利用者もちょっとずつ増えてきていて、あと今まで例えば週3日だった方が毎日、5日になるとか、そういった形での増えているのもあるということで、食数自体は大分上がっているというか、今年度に入って急増といたしますか、増えているのが現状です。

それから、今物価が上がって単価等も上がってくるのが想定された中で、個人負担の考え方という部分なのですが、それはうちのほうの来年度予算の関係でも財政のほうとも話をした中で、当然その上がった分を丸々町ということではなくて、

それは利用者負担も増やすといいますか、多くもらうというのは当然考えなければいけないことだという話はしていて、課内のほうでも検討はしているところで、ただ全部いろんなものに関わってくると思うので、担当課としては、例えばこの部分だけというよりも、全体、そういう中での見直しの中で一緒に上げたほうが説明いたしますか、理解をしていただける部分もあるかなというのは正直思っているところなのですが、その辺の話をどうしようかという話はしているところです。

以上です。

11番（今井幸代君） ありがとうございます。確かに、週1回、2回しか使わなくてよかった方が年齢を、例えば重ねる中で毎日利用するようになったとか、単価自体は非常に手頃な値段なので、それで1食賄えるというのは非常に高齢者の方にとってもありがたいことだろうと思いますし、健康の基本というのは食だと思うので、そういったところに関して、地域の方々がより長く健康でいていただくために、こういったサービスがあるということは大事だと思う一方で、物価上昇、特に食料品なんかも大分高騰してきていますし、比較するわけではないですけども、学校給食費等は一定程度ご負担いただいている部分もあるわけですから、その辺りは健康寿命の延伸含め、この事業が地域の皆さんの自己負担がどうあるべきかということもしっかりと整理をしていただいて、次年度のほうに反映していただけることを求めておきたいなというふうに思います。内容は分かりました。答弁要りません。ありがとうございます。

社会文教常任委員長（中野和美君） ほかにありませんか。

それでは、私のほうからお願いします。39ページのリースの件なのですが、パソコンのリース、先日、教育委員会で、バスのリースに関してはいろいろなメンテナンスもついでの内容だったと思うのですけれども、今回はほんの本体だけのリースということでしょうか、それとも何かメンテナンスがついているというような話でしょうか。

それと、48ページ、ボイラーの件なのですが、心起園のボイラー、最近新しいものにしたと思ったのですが、その後何か不具合があったのか、それともそのボイラーの分の不足の分なのか、その辺聞かせてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それでは、債務負担行為の関係でお話しさせていただきますと、こちらはパソコンの本体のみということになっております。将来的には、リース終了後、無償譲渡を予定しております。

保健福祉課長（棚橋康夫君） ボイラーですが、すみません、年数を調べてこなかった

のですけれども、もうでも結構五、六年はたっていると思いましたが。それで、今回不調になったところが着火の部分といいますか、その部分で、その部分だけを今回修繕させていただいたのですが、また今後の総体的ないつまで利用かということも含めた中で、またどこかではボイラーの入替えということも今後出てくるとは思っていますが、今はこの修繕で対応できる部分ということで、今回修繕料をお願いするものです。

社会文教常任委員長（中野和美君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

ないようですので、議案第47号に対する質疑を終わります。

次に、議案第48号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（本間秀之君） それでは、議案書のほう54ページをお願いいたします。議案第48号 令和6年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ1億5,630万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億6,883万7,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、歳入においては療養給付費等が不足する財源としての保険給付費交付金の増額と、それから額の確定に伴います一般会計繰入金増額の増額。歳出におきましては、令和6年度、これまでの実績から見込まれる療養給付費等の予算額に不足が見込まれるための増額などが主な内容となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書のほう59ページをお願いいたします。3款1項1目保険給付費等交付金であります。1億4,983万2,000円の増額をお願いするものであります。1節普通交付金につきましては、令和6年度の見込みによります療養給付費等が増額する財源として県から交付されるものでありまして、1億4,966万円の増額をお願いするものであります。

次に、2節特別交付金につきましては、令和5年度特定健診負担金が確定したことによりまして追加交付を受けるものでありまして、17万2,000円の増額をお願いするものであります。

次に、5款1項1目一般会計繰入金につきましては、117万1,000円の増額をお願いするものであります。1節から6節までのそれぞれにつきましては、令和6年度の額の確定により増減を整理するものでありまして、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、それから2節の保険者支援分につきましては、それぞれ本年度は税額を引き下げたことによりまして保険税総額が若干減少したことと。それから制度

改正によりまして7割軽減の対象者が増加したことを相殺した結果でございまして、それぞれ減額となっております状況でございます。

それから、3節及び8節につきましては、3節未就学児均等割保険税繰入金につきましては4万5,000円の減額、それから8節産前産後保険税繰入金につきましては3万6,000円の減額ということでございますが、こちら当初見込みに対しまして、実績として該当者が減少したことが減額の主な理由となっております。

それから、6節財政安定化支援事業費繰入金につきましては、先ほど一般会計のほうでもありましたけれども、令和6年度の交付税算入によります額の確定によりまして繰入額が確定したことに伴います増額をお願いするものであります。

60ページをお願いいたします。6款1項1目繰越金でありまして、529万7,000円の増額をお願いするものであります。こちらにつきましては、今回の補正により不足する財源を補填するものでありまして、この結果で繰越金の残額につきましては、残り1,167万2,000円というような状況になります。

次に、61ページをお願いいたします。歳出になります。2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、1億2,722万4,000円の増額をお願いするものでありまして、当初、県の推計によりまして、被保険者につきましては2,236人、それから1人当たり医療費を29万6,596円ということで見込んで事業を進めてまいりましたけれども、現状の実績といたしまして、被保険者は2,325人ということで89人の増。それから1人当たりの医療費につきましては34万9,556円ということで、5万2,960円の増というような状況になっておりまして、予算に不足が見込まれますので、増額をお願いするものであります。

また、その下の2項1目一般被保険者高額療養費、それから2目一般被保険者高額介護合算療養費につきましても、当初の見込みに対しまして、4月から10月の平均の金額が高額療養費で180万円ほどの増になっている状況でございますし、高額介護合算療養費につきましても月平均で4,000円ほど増額になっているような状況でございまして、不足が見込まれますので、増額をお願いするものであります。

62ページをお願いいたします。6款1項3目償還金につきましては562万8,000円の増額をお願いするものでありまして、こちらは令和5年度給付費交付金の実績確定に伴いまして県に返還をするものでございます。

同じく2項繰出金の1目一般会計繰出金につきましては、令和5年度実績に伴いまして、一般会計から事務費繰入金として受け入れたものについて、一般会計へお戻しするものでございまして、超過となりました101万2,000円を増額をお願いする

ものであります。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番（吉原亜紀子君） すみません、61ページの高額医療費に関してなのですが、例えばもうちょっと早く分かっていたら高額医療費までいかに済んだのかというところでいうと、どういうことなのかというのが1点確認したくて、というのは、結局早めに分かるようにしているのであれば、その分例えば早めに健診受けましょうという周知にもつながると思っていて、その辺りどういうふうに分かっていますか。

町民課長（本間秀之君） 今回増えているものというのが、分析したところによりますと、がんとかそういったものの手術の件数が増えているということになります。検診等によって早期に発見されたものもあるかと思いますが、そういったものが手術によって、そういう手術によって助かるというか、治療が可能になるということで手術は行われているということになるかと思いますが、そういった意味では、早期に見つかった結果、高額療養費に、ただそういった場合ですと、手術ですと単発で終わるというか、その月だけ増えるという形になるのですけれども、またほかに、ここ最近ですと、薬価の関係、高額な薬価が使用されるようになってきていて、そういった関係で高額医療費に該当する方も増えてきているというようなのが、現実としては増えてきているというふうに感じております。

社会文教常任委員長（中野和美君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第48号に対する質疑を終わります。

議案第49号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（本間秀之君） それでは、議案書63ページをお願いいたします。議案第49号令和6年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれ169万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億8,013万3,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、令和6年度の所得の確定に伴います保険基盤安定繰入金が確定したことによって予算の減額をお願いするものでありますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書のほう68ページをお願いいたします。歳入につきましては、令和6年度の所得の確定によりまして保険基盤安定繰入金の金額が確定したことに伴

いまして169万2,000円を減額させていただくものでございますし。次のページ、69ページをお願いいたします。歳出におきましては、繰入金額の確定に伴いまして広域連合への納付金を169万2,000円減額するものでありますので、よろしく申し上げます。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ないようですので、議案第49号に対する質疑は終了します。

これから承認第6号の討論を行います。討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第41号の討論を行います。討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第42号の討論を行います。討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第43号の討論を行います。討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第44号の討論を行います。討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第47号の討論を行います。討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第48号の討論を行います。討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり決定しました。

最後に、議案第49号の討論を行います。討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会します。大変お疲れさまでした。

午前10時04分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和6年12月12日

社会文教常任委員長 中野和美